

平成31年3月定例会質問項目

- 1 2期目の市政運営について
- 2 すこやか子育て医療費の助成について
- 3 子どもをめぐる悲惨な事件への対応について
- 4 関係人口による地域活性化について

Q1 2期目の市政運営について

樋口市長におかれましては、先の市長選において圧倒的勝利で見事再選を果たされ、第40代甲府市長に就任されました。まずは心からおめでとうございますと申し上げたいと思います。

これまでの4年間、子ども最優先のまちを掲げ、次の甲府市を担っていく世代に光をあてた施策を積極的に展開して、持続可能な甲府市の実現を目指し全力を傾注してこられたことに、目指す方向性を一にするわが党も引き続き市政のかじ取りを託すにふさわしいとして推薦したことは、決して間違っていないと確信しています。

昨年9月定例会で「善政競争」ということを申し上げました。それぞれが執行機関、議決機関という役割の違いはあるものの、市民福祉の増進という共通の目的観の実現のため、お互いに政策面での機関競争を行うことが今後の地方政治において一層重要になると識者が指摘しているとおり、開府500年という歴史的な節目を迎え、次の500年に向けて新たなスタートを切った本市にとって、政策競争による市民福祉の増進は持続可能な甲府市の実現のうえで何より重要です。

こうした意味で、今後4年間2期目の市政運営の基本的な方針は大いに関心のあるところであり、この点についての市長のお考えをまず伺うとともに、特に人口減少と少子高齢化という大きな課題にどう立ち向かっていくのか、具体的な取り組みについて伺います。

A 1 市長（樋口雄一君）

このたび、多くの市民の皆様の御支援・御支持により第40代甲府市長として再度ふるさと甲府のかじ取りを担わせていただくこととなり、果たすべき大きな使命と重い責任に身の引き締まる思いでございます。

私は市長就任当初から今日に至るまで、市民の皆様の御意見や御提案を大切にし市政に活かす市民の声を原点とする市政運営に努めるとともに、市民の皆様や地域を支える企業・団体など多様な主体と連携・協力して取り組む協働によるまちづくりを推し進めてまいりました。こうした姿勢を変わることなく貫きながら、未来に責任が持てる持続可能な行財政運営に全身全霊を傾けようと、決意を新たにしたところであります。

また、兵道議員御指摘のとおり、人口減少と少子高齢化は本市の最重要課題であると捉えており、本市においては、女性数が減少傾向にある中であって出生数は1,400人台を堅持するとともに、総務省の人口移動報告によると平成30年の転出超過が対前年比で縮小しており、明るい兆しも見られるものの、依然として若年層の東京圏への流出傾向が顕著にあらわれておりますことから、地域経済の縮小や地域活力の低下などさまざまな影響が懸念されます。人口減少を克服し地域創生を推進していくためには、行政を初めさまざまな主体が地域資源を活かし、地域活力の増進を図るとともに、住民の快適で安心な暮らしを実現することで総合的なまちの魅力の向

上を図っていく必要があります。

とりわけ、転入者の増加や転出者の抑制に向けては、子育て環境や就業・就職など生活に身近な分野で実効性のある取り組みを展開し、本市の魅力や暮らしやすさを実感できるまちづくりが肝要でありますことから、引き続きまして出産から「子育て・子育て」まで力強く応援する取り組みを推進するとともに、雇用機会の創出や就職マッチングによる若者のUJIターンを促すなど、若者の地元定着・地元回帰を図るほか、甲府市への誇りと愛着を醸成することによって、住みよいまちとして、また魅力あるまちとして選ばれる都市となり、少しでも人口減少を食い止められるよう努めてまいりたいと考えております。

今後もこの誇れるふるさと甲府をより一層輝かせるため、議員の皆様と政策論議を交わしながら、政策を磨き上げながら、市民の笑顔とまちの元気づくりに全力で取り組んでまいりたいと決意を新たにしたところでございます。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

Q2 すこやか子育て医療費の助成について

すこやか子育て医療費の公費助成については、子育て世代の負担を少しでも軽減して、安心して子どもを産み育てる環境を実現するうえで他の少子化対策とともにこれまで大きな役割を果たし

てきたところです。

対象年齢も次第に拡大するとともに、助成の方法も償還払いから現物給付である窓口無料へと、子育て世代に寄り添う形での助成制度へと進化を遂げています。

地方の現場では少子化に少しでも歯止めをかけようと様々知恵を絞って、子育て環境の改善に取り組み、負担の軽減を図って子どもを産み育てやすい社会の実現に懸命に汗を流してきました。

償還払いから窓口無料へ、という助成方法の転換はまさに子育て世代の切実な訴えに応えたものであり、地方自治体が少子化という課題に正面から向き合い、その克服のために生まれたいわば「血と汗の結晶」ともいうべきものです。

しかしながらこうした地方の努力に対して国は国庫補助金等の減額措置という形で窓口無料制度に対して待ったをかけてきたことは周知の事実です。

その理由が窓口無料を実施していない団体に比べて医療費の増嵩を招き、同等の扱いをすることは不公平、というものです。いわゆる「コンビニ受診」による医療費の増加を懸念してのことと記憶しています。

こうした「不利益措置」が財政基盤の脆弱な地方自治体にとって医療費の窓口無料の拡大を躊躇させる大きな要因であったことは疑いないところです。

こうした事情を度外視していたずらに窓口無料化の範囲の拡大を要請しても、「不利益措置」を受けることによる他の施策への影

響を考えると、現実的には困難であることは明白です。

特に、これまでの右肩上がりの時代での「あれもこれも」から「あれかこれか」という選択を余儀なくされる時代にあっては、「我慢」せざるを得ない場面も当然あります。

我々公明党は以前から、いのちと健康を守る政策は最優先に取り組むべきだという立場から、地方の現場においては理不尽とも思えるこうした不利益措置の現状について国会議員へ情報提供し、改善を働きかけてきました。医療費助成の拡充のためには、ネットワークとなる不利益措置の改善がどうしても必要だからです。

その結果、不利益措置の改善に向け大きく動くきっかけとなったのが、2015年参議院本会議でのわが党の山口代表の歴史的質問です。

これを受け国も少子化対策の見地から子ども医療費の助成制度にかかる国保の減額調整措置の見直しの検討を行い、平成30年度から「未就学児」までと対象を限定したものの、減額調整措置が一部廃止されたことは、まさに地方の切実な声が国を動かした画期的な事例であり、きっかけをつくったわが党の地方から国までのネットワークの力を改めて実感しているところです。

我々は常に、課題解決のために何をすればいいかを考え、地方だけでは解決できないものについては国に働きかけることによってその解決の糸口を探る。これこそが地方創生時代におけるあり方ではないか、と確信しているところです。

わが党は減額調整措置という不利益措置の撤廃を目指し、子ども

も医療費の助成の拡大についての障害を解消するための取り組みを引き続き進めていく予定ですが、こうしたことを踏まえて、今後のすこやか子育て医療費の助成範囲の拡大について、取り組みの基本的な考えをお伺いします。

A2 子ども未来部長 (志村一彦君)

すこやか子育て医療費助成事業につきましては、子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成15年度から平成17年度まで対象年齢を小学校6年生まで順次拡大し、平成20年4月からは窓口無料化により実施しております。さらに、安心して子どもを産み健やかに育てられる「こども最優先のまち」の実現を目指す中で、平成28年1月からは対象年齢を中学校3年生まで拡大いたしました。

これまでも、少子化対策として、保育料の各種軽減や本市独自の特定不妊治療費助成、マイ保健師制度の導入など、妊娠期から子育て期に至るまでさまざまな支援施策に取り組んでまいりました。今後におきましても、これらの取り組みを持続可能で安定的なものとするはもとより、国民健康保険の減額調整措置の見直しにより生じた財源を活用し、切れ目のない子育て支援に加えて、子育て支援を力強く進め、子どもが輝けるまちをつくる施策に取り組んでいかなければならないと考えております。

こうしたことから、子育て支援の1つであります、すこやか子育て医療費助成の対象年齢の拡大につきましては、引き続きさまざま

な観点から研究してまいります。

以上でございます。

Q3 子どもをめぐる悲惨な事件への対応について

昨年目黒区で発生した女子児童の虐待死事件。父親からの日常的な虐待の末に5歳という短い生涯を終えたその痛ましさはいまだ記憶に新しい出来事です。

しかも「ゆるしてください」と絞り出すような反省文を書いていたことが判明し、大きな衝撃を受けました。

その記憶も消えないうちに本年に入って千葉県野田市で小4女児が同じように父親からの虐待によって命を絶たれる事件が発生しました。

この事件ではいじめのアンケートに記された、父親からいじめられているという被害女児の悲痛なSOSが結局どこにも届かず、逆にその回答の存在を絶対に知られてはいけないはずの父親に屈して、あろうことか渡してしまった、という不手際も報道されています。

いずれの事案も家庭内のDVが疑われ、子どもを守る最後の砦となるべき母親も暴走を止めることができなかったという意味で結果的に消極的な加害者となってしまった。どれほどの絶望のなかで亡くなっていったか、被害児童の心中を思うとき、その安らかなご冥福を心から祈らざるを得ません。

国はこうした事態を受け、児童福祉司の大幅な増員を含め対策に乗り出すことが先般報道されました。ぜひとも早急な対策を望みたいと思います。

一方でこうした悲惨な事案を防ぐため、現状学校の役割はますます大きくなってきたと言えます。学校をプラットフォームとした様々な対応が期待され、特に児童の日中の居場所として大きなウェートを占めていることから、児童が発するサインに対する「気づき」が益々要請されます。

そのサインから児童が置かれている家庭の状況を読み解き、地域の協力を得ながら、当該家庭への支援も時には必要になってきます。例えば生活上の困難を抱えている家庭に対して適切な福祉サービスのコーディネートが出来れば問題の発生を防ぐことができる可能性があります。

しかしながら、学校現場には例えば福祉施策に精通している人材は現状ではおそらく配置されていないだろうと思います。いわゆるSSW、スクールソーシャルワーカーはまだまだ絶対数が足りず、所掌分野も限定的と思われる。

仮にこうした人材の活用により家庭の困難な問題の解決に糸口が見つかるならば、DVや虐待などのリスクも低減されるのではないかと考えられるところです。

学校現場での先生方の奮闘ぶり、多忙ぶりをお聞きするにつけ、色々な職種との連携により、今後はチームとして児童を取り巻く問題に対処していく時期に差し掛かっていると考えます。

そこでまず学校現場における児童の様々な問題に対処するため特にSSWの配置を含めた「多職種の連携」体制を構築することについて、当局の考えをお伺いします。

次に、こうした児童の悲惨な事件を目の当たりにするたび、子どもを一つの人格として尊重する機運の醸成が益々必要になっていることを痛感します。次の時代を担う大切な子どもたちを権利の主体としてあえて規定し、守っていく、子ども権利条例の制定を検討する時期がいよいよ到来しているのではないのでしょうか。

一人の不幸も見逃さない。これ以上悲惨な児童を増やさない。
その決意の上で、子どもの権利条例の制定を行うべきだと考えま
すが、市長の考えをお伺いします。

A 3-1 市長 (樋口雄一君)

私からは、後段の、子どもの権利条例についての御質問にお答え
をいたします。

子どもが守られ、健やかに育つ権利は、児童の権利に関する条約
を初め日本国憲法や児童憲章、児童福祉法にうたわれ、本市におい
ても自治基本条例において子どもの権利として規定し、関連施策を
推進しているところであります。

また、昨年7月に甲府市子ども未来プランを策定し、子どもたち
の主体性や自立心を育み、みずからが権利の主体として夢に向かっ
てたくましく育つことを目指し、これまでの子育て支援に加え、新
たに、子ども自身に対する子育て支援に重点を置き、子どもを支援
する担い手の育成とネットワーク化、子どもが充実して過ごせる地
域の居場所整備や社会参画の促進、たくましく生きる力を身につけ
る体験の創出など、家庭や地域、学校、民間団体等と連携していく
中で、地域ぐるみで子どもの育ちを応援していく事業を展開するこ
ととしております。

こうした中、相次ぐ児童虐待による痛ましい事件が発生している
ことに対しましては、日々子どもの健やかな成長を願う私にとりま
しても強い胸の痛みと憤りが入りまじり、言葉がありません。この

ような事件が二度と起こらないよう、私の使命と責任を果たすためには、最重要政策でありますこども輝くまちづくりに向けた施策をさらに進めつつ、子どもにかかわる全ての大人が地域ぐるみで子どもの成長を見守り、応援するために、より一層実効性が高められる制度の構築が必要であるとの考えに至りました。

こうしたことから、子どもの権利を守り成長を応援するための条例の整備につきまして検討してまいりたいと考えております。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

前段の、学校現場における御質問につきましては、小林教育長からお答えをさせていただきます。

A 3-2 教育長 (小林 仁君)

学校現場における多職種の連携体制の構築についてお答えいたします。

児童虐待を初め子どもたちを取り巻くさまざまな問題の背景には、児童・生徒が置かれている環境が複雑に絡み合っており、問題の解決には、福祉機関を初めとするさまざまな機関と連携、協力し、支援を進めることが必要となっております。

こうした中、教育委員会では平成28年度から、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクール・ソーシャル・ワーカーや、教員OBと警察OBからなるスクールサポーター等を配置するとともに、事例に応じて本市顧問弁護士等からの助言を受けながら、子どもや家庭への支援に取り組む体制を整えております。

各学校におきましては、学級担任や養護教諭、学校医等が連携し、児童・生徒の様子をきめ細かく観察するとともに、家庭環境の問題など学校だけでは解決が困難な事例については、教育委員会の専門的スタッフや各地区を担当する子ども支援課の家庭児童相談員等と協働して問題解決に取り組む中で、特にDVや虐待の問題に対しては児童相談所や警察等の専門機関につなげるなど、子どもを取り巻く環境の改善に取り組んでおります。

今後におきましても、専門機関や庁内関係部署との多職種連携体制を一層強化する中で、児童・生徒のさまざまな問題の解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

Q4 関係人口による地域活性化について

人口減少と超高齢化が各分野にもたらす懸念のうちで、生産年齢人口減による経済成長への影響等もさることながら、今後の地域生活の持続可能性を考えると、最も大きな問題は地域づくりの

担い手の減少ではないかと考えます。

これまで本会議で幾度となく訴えてきたのは、今後高い確率で発生が予想される大災害を乗り越えるためには、コミュニティの力によるところが大きい、ということです。

阪神淡路大震災や東日本大震災など絶望的な状況のなかからこれを乗り越えようと支えあいながら懸命に一步を踏み出すことを可能にしたのは、まさに地域コミュニティの底力ともいえるべきものであったと私は考えています。

こうした教訓から災害を乗り越えるための地域力の強化が重要であり、「自分たちのまちは自分たちで」と、地域づくりにおける「当事者意識の醸成」を訴え、担い手の育成方途を模索してきました。

しかしながら近年多くの地域が抱える課題の一つに、基幹的な地域団体である自治会が加入率の低下や役員確保に苦慮しているとお聞きしています。

こうした担い手の減少が地域の活力を次第に失わせ、元気をなくしていく。これが究極には甲府市全体の元気を失わせかねない。こうした危機感を初当選以来ずっと抱き続け、だからこそ活動目標を一貫して「地域からこうふを元気に」に置いてきたところです。

地域づくりの担い手を育成し増やすこと、わが会派のローカルマニフェストともいえるべき未来ビジョンのなかでも位置づけをし、今後重点的に取り組むこととしているところですが、人口減

少局面にある地方にあって、困難な課題であることは間違いないと思われます。

これまでの一般的なイメージでは、担い手を増やすために移住定住人口を増やすための取り組みを行い、移住・定住のきっかけづくりのため、観光などの交流人口を増やす取り組みが行われてきたと思います。

しかしながら、移住・定住は非常にハードルが高く、一方、観光などの交流人口は一過性に終わることがしばしばあり、地域づくりの担い手づくりは思うように進まないのが現状ではないでしょうか。

こうした中、最近第3の人口概念として「関係人口」が注目を浴びており、私自身大きなサジェスチョンを受けています。

これは、「首都圏などの都市部に住む地域外の人材であって、観光に来た短期的・一時的な「交流人口」でもなく、移住した長期的な「定住人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人」簡単に言えば「移住も居住もしないが様々な形で応援してくれる仲間」であり、「観光以上・定住未満」の幅広い層の人たちをいいます。

具体的には、①地域にルーツや縁がある者、②地域と何らかの関りがある者、例えば、過去に居住したことがあるとか勤務したことがある者であり、③その地域と自分の居住地、あるいは他の地域を行き来する者、などがあげられます。

こうした「関係人口」の考え方は、それまで「無関心・無関与

層及び観光・交流人口」と「移住・定住人口」の二元論で語られがちだった都市部と地域との関係に、新たな「第3の人口概念」を導入し、都市部から地域への新たな入口と回路を切り開くものとしてその意義が語られています。

関係人口を増やすメリットは、

第1に、地域づくりの担い手を確保できることです。

移住・定住が増えることはもちろん理想ですが、そこまでいなくても、地域外の人材が何らかの形で地域に関わり、地域課題の解決やまちづくりに協力してくれることは地域にとって大きなメリットがあります。

第2に、地域の活動量が増えることです。

関係人口が増えることで地域に「よそ者の視点」を持った新しい風が吹き込み、これまで地域が気付かなかった資源を掘り起こしこれを外に向かって発信することで、住民が自分たちの地域に誇りを持ち、発奮するきっかけとなることが多々あります。関係人口がまちも住民も元気にし、地域の活性化につながります。

第3に、結果的に移住・定住のハードルを引き下げることにつながります。

このように、地域づくりの担い手という切り口でとらえる関係人口に関しては、島根県の「しまコトアカデミー」の取り組みが有名ですが、国においても2018年度から「関係人口創出事業」というモデル事業を開始し、現在7道県・23市町村の取り組みが事業採択されています。

地域づくりの担い手を増やすことが、開府500年を節目として次の500年に向けた持続可能な甲府市を実現するうえで何より重要であり、そのために甲府の地域づくりに関わる人口をいかに増やすか、は移住・定住人口増の取り組みとともに今後取り組む意義が大きいと考えます。

わが会派が未来ビジョンの中で「移住・定住の促進と甲府に関わる人口の増加を目指す」と明記したのは、先の「地域づくりの担い手の育成」と「若者が戻ってくるまちをつくる」とともに、人口減少局面のなかにあって持続可能な次の甲府市を何としてもつくっていききたい、という強い決意の表れです。

そこでこの「関係人口」を増やすことについて、当局がどのようにとらえるのか、見解をお伺いします。

A4 企画部長 (中村好伸君)

現在、国においては総務省が中心となり、地域外の人材による地域づくりへの積極的な貢献を促すため、地域や人々と多様にかかわる関係人口という新たな概念による取り組みを推進しておりますが、本市におきましても、交流人口以上、移住・定住未満の緩やかな形で地域に関心や関係を持つ方々を創出する取り組みについては、地方創生や人口減少対策の観点からも有効であると捉えております。

本市では、甲府市とのかかわりを築く取り組みとして、首都圏甲府会の会員による甲府大好きまつりへの参加、首都圏の中央省庁等に在籍しているこうふ首都圏広報アドバイザーとの人的ネットワー

クの構築、スポーツを初め多分野で活躍する甲府大使による情報発信や相互応援などの取り組み、ふるさと納税の寄附者を対象として本市の観光情報等を発信するフォローアップ活動、帯那地域などで実施する首都圏の住民を対象とした農業体験の実施に加え、観光振興施策や移住・定住施策等さまざまな取り組みを進める中で、本市への関心を促すとともに、継続的なつながりを持つ機会の提供に努めております。

今後におきましても、こうした各種関連事業が相互連携しながら、本市にかかわりを持つ方々をふやす取り組みを通じて、将来的な地域づくりの担い手や移住・定住へのステップにつながることを目指し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。